

ご遺族のための手続きハンドブック

堺市
北区



ご遺族の方へ

この度は、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた際は、多くのお手続きが必要となり、ご遺族の方々にとっては大変なご負担であろうと思われます。

お手続きの際には、本ハンドブックをお役立ていただきたく存じます。

目次

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.3
北区役所での手続き一覧	P.4 ～ 6
市役所（区役所以外）などでの手続き一覧	P.7
各手続き窓口の電話番号・所在地一覧	P.8
北区役所での手続き概要	P.9 ～ 29
市役所（区役所以外）などでの手続き概要	P.30 ～ 38
その他の関係機関などでの主な手続き一覧	P.39 ～ 40
市内の空き家を相続される方へ	P.40
亡くなられた方が会社員だった場合	P.41
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.42
相続に関する手続きチェックリスト	P.43 ～ 44
家系図・故人の財産について	P.45 ～ 46
相続登記義務化について	P.47
法定相続情報証明制度について	P.48

MEMO

故人のマイナンバーカードについて

マイナンバーカードやマイナンバーの通知カードを市民課に返納する必要はありません。
また、返納された場合、故人のマイナンバーを確認することができなくなります。
相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められる場合がありますので、
亡くなられてから諸手続きが済むまではマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。
諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分してください。

故人のおでかけ応援カードについて

おでかけ応援カードの利用者が亡くなられた場合、死亡届により、カードは失効し使えなくなります。
このため、故人のカードを市に返却する必要はありません。カードをはさみ等で切って、ご遺族の方で処分してください。
問い合わせ窓口：交通部 ☎ 072-228-7756

ご注意

本ハンドブックでは、死亡届提出後に必要となる手続きをご案内します。
(火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています。)
また、お亡くなりになった方の状況によっては、このハンドブックに記載しているもの以外にも手続きが必要な場合があります。
なお、各種手続きの内容や窓口等が変更になる場合がありますことをご了承ください。
一部手続きを除き、押印を廃止し、原則署名（一部は記名）に変更しています。
※ただし、「印鑑」の記載がない手続きでも、申請者（相続人など）が自署しない場合など、
印鑑が必要となる場合があります。詳しくは、各手続きの受付・相談窓口にお問い合わせください。

MEMO

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要※	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届（火葬がお済みの場合は既に届出済です） ○世帯主変更（P.9 参照） ○国民健康保険・後期高齢者医療（P.11、P.12 参照） ○年金関係の手続き（P.10、P.39 参照） ○公共料金などの手続き（P.40 参照） ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	（P.43 参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告（P.44 参照）
10ヶ月以内		○遺産分割協議（P.43 参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告（P.44 参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

区役所や市役所などで必要な手続きについては P.9 から、窓口や問い合わせ先を掲載していますので、そちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※一般的な慣習を掲載したものであり、宗教や宗派、地域により異なる場合があります。

北区役所での手続き一覧

以下の手続きは北区役所内で手続きいただけます。（受付窓口の所在地は P.8 をご覧ください。）※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

区分	☑	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
住民関係	☐	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	P.9	市民課
	☐	世帯主である	世帯主変更		
年金	☐	以下のいずれかを受給している ※1 ・遺族基礎年金のみ ・障害基礎年金のみ ・寡婦年金のみ	未支給年金の請求	P.10	保険年金課
	☐	国民年金に加入している	遺族基礎年金の請求		
			寡婦年金の請求		
			死亡一時金の請求		
保険	☐	国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している 方のいる世帯の世帯主である	資格喪失届及び各種証の返還	P.11	
			世帯主変更		
			葬祭費の支給申請		
			高額療養費等の各種申請		
	☐	後期高齢者医療に加入している	各種証の返還	P.12	
			葬祭費の支給申請		
			高額療養費等の振込口座の変更		
福祉医療	☐	次の福祉医療費助成のいずれかを受給している ・重度障害者医療費助成 ・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭医療費助成 ・老人医療費助成 (令和3年3月末まで)	医療証の返還 振込口座の変更 償還払い (大阪府外受診など)	P.13	
税金	☐	故人の固定資産を確認したい	土地・家屋名寄帳の取得	P.14	市税の窓口または 固定資産税課※2
	☐	個人市民税・府民税が課税されている	相続人代表者の指定		市税の窓口または (市府民税) 市民税課 (固定資産税) 固定資産税課※2
	☐	固定資産を持っている	現所有者の申告	P.15	市税の窓口または 固定資産税課※2
	☐	未登記家屋を持っている	未登記家屋の名義変更		市税の窓口または 固定資産税課※2
	☐	原動機付自転車 (125cc以下、ミニカーを含む) や小型特殊自動車を所有している	原動機付自転車 (125cc以下、ミニカーを含む) や小型特殊自動車についての手続き	P.16	市税の窓口または 法人諸税課※2
	☐	堺市税を故人の口座から口座振替で納税している	口座振替の変更または廃止		市税の窓口、納税課または税務運営課収納係※2
	☐	納付していない税金がある、または不明である	納税申し出または納税相談	P.17	市税の窓口または 納税課※2

※1 厚生年金関係、老齢基礎年金に関しては堺東年金事務所（P.39 参照）での手続きになります。

※2 税務運営課は市役所本庁舎内に、固定資産税課、市民税課、法人諸税課、納税課は三国ヶ丘庁舎にあります（P.8 参照）。

北区役所での手続き一覧

以下の手続きは北区役所内で手続きいただけます。(受付窓口の所在地は P.8 をご覧ください。) ※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

区分	☑	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
介護保険	☐	65歳以上、または介護認定を受けている	各種証の返還	P.18	地域福祉課
高齢	☐	高齢者紙おむつ給付を利用している	高齢者紙おむつ給付の手続き	P.19	
高齢・障害	☐	緊急通報装置を利用している	緊急通報システムの手続き		
障害	☐	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給している	異動届 未支払給付金請求	P.20	
	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過的措置）のいずれかを受給している	資格喪失届 受給者死亡届兼未支払手当請求書		
	☐	障害者扶養共済の加入者等（障害のある方の保護者、障害者、年金受給者）である	年金給付申請 弔慰金給付申請 死亡・障害届	P.21	
	☐	特別児童扶養手当の支給対象児童である または、特別児童扶養手当の受給者である	資格喪失届または額改定届 受給者死亡届 未支払手当の請求	P.22	
	☐	重度障害者福祉タクシー利用券を利用している	利用券の返還		
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている	各種障害者手帳の返還	P.23	(身体・療育) 地域福祉課 (精神) 北保健センター
	☐	自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている	受給者証の返還		北保健センター
子ども	☐	児童手当の受給者である	未支払手当請求	P.24	子育て支援課
	☐		認定請求		
	☐	児童手当の支給対象児である	受給事由消滅届 または額改定（額減）届		
	☐	児童扶養手当の受給者である	受給者死亡届 未支払手当請求	P.25	
	☐		認定請求		
	☐	児童扶養手当の支給対象児である	資格喪失届または額改定届		
	☐	児童扶養手当受給者の配偶者である	受給事由変更届		
	☐	児童扶養手当受給者の同居親族である	停止関係（発生・消滅・変更）届		
	☐	認定こども園等に入所している児童の世帯員である	支給認定(変更・取消)申請(届出)書	P.26	

区分	☑	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
医療	☐	下記の医療費助成のいずれかを受給している ・特定医療費（指定難病）助成 ・小児慢性特定疾病医療費助成	受給者証の返還	P.26	北保健センター または 保健医療課※3
その他	☐	被爆者健康手帳を持っている	手帳の返還 葬祭料支給申請	P.27	
	☐	医師免許等取得者である	医師免許等登録の抹消申請	P.28	
	☐	飼い犬の所有者である	飼い犬所有者登録の変更	P.29	北保健センター または 動物指導センター ※4
	☐	くみ取り世帯であり、届け出内容に変更（世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある	し尿くみ取りの届出		市民課または 環境業務課※3

※3 保健医療課、環境業務課は市役所本庁舎にあります（P.8 参照）

※4 動物指導センターについては P.8 参照

市役所（区役所以外）などでの手続き一覧

以下の手続きは北区役所以外での手続きです。所在地についてはP.8をご覧ください。

区分	☑	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
市営住宅	☐	市営住宅の名義人が亡くなり、同居人（条件あり）が新たに名義人となる	入居権継承承認申請	P.30	堺市営住宅管理センター ただし、協和町・大仙西町住宅については住宅改良課
	☐	名義人でない同居人が亡くなった	入居者異動届		
	☐	入居者が亡くなり、市営住宅を退去する	市営住宅返還届	P.31	
上下水道	☐	水道の使用を中止する	水道の使用中止の届出	P.32	上下水道局 お客様センター
	☐	使用者名を変更する	水道の使用者名の変更連絡		
	☐	納付をしていない水道料金等がある	水道料金等の納付に関する確認		
	☐	環境整備資金貸付金を受けている	環境整備資金貸付金に関する確認		
	☐	マンションや雑居ビルの経営者等である	マンション等の水道に関する確認	P.33	上下水道局 給排水設備課 水洗化促進係 上下水道局 事業サービス課 業務係
	☐	井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等変更があった	井戸水等の使用態様変更届出		
	☐	受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した	下水道事業受益者負担金の納付義務の承継届出		
農地	☐	農地を相続した	農地法第3条の3の規定による届出	P.34	農業委員会 事務局
斎場墓地	☐	堺市立斎場墓地の使用者が亡くなり、使用権を承継する	堺市立斎場墓地 使用権の承継申請		堺市立斎場
霊園霊堂	☐	堺市霊園または堺市立霊堂の使用者が亡くなり、使用権を承継する	霊園または霊堂 使用権の承継申請	P.35	堺市霊園・ 堺市立霊堂
森林	☐	新たに市内の森林の土地の所有者となった	森林の土地の所有者届出		農水産課
医療等	☐	公害医療手帳を持っている	公害医療手帳の返還	P.36	保健医療課
	☐	個人開設した病院等の開発者である	病院、診療所、助産所、施術所の 開設者死亡届出		
	☐	精神保健指定医である	精神保健指定医の死亡届出	P.37	精神保健課
浄化槽	☐	浄化槽を管理している者が亡くなり、同居人等が新たな管理者となる	浄化槽管理者の変更の届出	P.38	環境業務課
	☐	浄化槽を廃止する	浄化槽の廃止の届出		

各手続き窓口の電話番号・所在地一覧

北区役所

窓口	電話番号	FAX	所在地	階数等
市民課	072-258-6713	072-258-6905	北区新金岡町 5丁1番4号	1階
保険年金課	072-258-6743	072-258-6894		
市税の窓口	—	—		2階
生活援護課	072-258-6751	072-258-6678		3階
地域福祉課（高齢・障害関係）	072-258-6771	072-258-6836		
地域福祉課（介護保険関係）	072-258-6651			
北保健センター	072-258-6600	072-258-6614		4階
子育て支援課	072-258-6621	072-258-6883		5階

堺市役所

窓口	電話番号	FAX	所在地	階数等
保健医療課	072-228-7582	072-222-1406	堺区南瓦町 3-1 (堺市役所 本庁舎)	本館6階
精神保健課	072-228-7062	072-228-7943		
環境業務課	072-222-9940	072-222-9876		本館8階
税務運営課 収納係	072-228-3957	072-228-7618		高層館4階
環境業務課	072-228-7428	072-229-4454		高層館7階
農業委員会事務局	072-228-6825	072-228-7410		高層館14階
農水産課	072-228-6971	072-228-7370		
住宅改良課	072-228-8113	072-228-8034		
堺市営住宅管理センター	072-228-8225	072-228-8223	堺区中瓦町 1 丁 1 番 21 号 堺東八幸ビル	4階
動物指導センター	072-228-0168	072-228-8156	堺区東雲西町 1 丁 8-17	—
堺市立斎場	072-228-0167	072-222-8333	堺区田出井町 4-1	—
市民税課 市民税第三係	072-231-9753	072-251-5632	北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1 (堺市役所 三国ヶ丘庁舎 市税事務所)	2階
納税課 納税第三係	072-231-9773	072-251-5634		
固定資産税課 土地・家屋第四係	072-231-9764	072-251-5633		3階
法人諸税課	072-231-9741	072-251-5631		4階
上下水道局お客様センター	0570-02-1132 (ナビダイヤル) または 072-251-1132	072-252-4132	—	—
上下水道局 事業サービス課 業務係	072-250-9110	072-250-4299	北区百舌鳥梅北町 1 丁 39-2	—
上下水道局 給排水設備課 水洗化促進係	072-250-8945	072-250-9164		—
堺市霊園・堺市立霊堂	072-292-7455	072-292-4431	南区鉢ヶ峯寺 773	—

上記の窓口名、電話番号、所在地、階数等については令和 6 年 5 月 1 日時点のものであり、変更になる場合があります。

北区役所での手続き概要

住民関係

印鑑登録をしている

印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録をしていた場合、死亡届により、印鑑登録証は無効となります。印鑑登録証は後日返還してください。ただし、紛失した場合は返還不要です。

期 限

なし

手続き・持ち物

受付・相談窓口

☐ 故人の印鑑登録証

市民課

☎ 072-258-6713

世帯主である

世帯主変更

故人が世帯主であった場合で、残された世帯員に 15 歳以上の者が 2人以上いる場合は、新しい世帯主を届け出る手続きが必要となります。

期 限

世帯主が亡くなった日から
14 日以内

手続き・持ち物

受付・相談窓口

☐ 窓口に来られる方 の本人確認書類

市民課

☐ 委任状（窓口に来られる方が新世帯主と別世帯の場合、新世帯主からの委任状が必要）

☎ 072-258-6713

MEMO

年金

次のいずれか（遺族年金のみ、障害基礎年金のみ、寡婦年金のみ）を受給している

未支給年金の請求

故人が年金を受給していた場合、未支給年金の請求が可能な場合があります。詳細は相談窓口でご相談ください。

期 限

亡くなった日から5年以内

手続き・持ち物

- ☐ 亡くなった方の年金証書
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類
- ※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、右記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

【遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金】
保険年金課
☎ 072-258-6743
※国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所となります。
【老齢基礎年金・厚生年金関係】
堺東年金事務所 ☎ 072-238-5101

国民年金に加入している

国民年金の手続き（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

故人が国民年金加入中であつた場合など、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。詳細は相談窓口でご相談ください。

期 限

【遺族基礎年金または寡婦年金】
亡くなった日から5年以内
【死亡一時金】
亡くなった日から2年以内

手続き・持ち物

- ☐ 年金手帳、基礎年金番号通知書など
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類
- ※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、右記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

【遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金】
保険年金課
☎ 072-258-6743
※国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所となります。

国民健康保険に加入している、または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主である

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者、または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

○資格喪失届及び各種証の返還

- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 故人の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 高齢受給者証（70～74歳の方）
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- ☐ 申請者の本人確認書類

○世帯主変更（故人が世帯主の場合）

- ☐ 同一世帯員の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 高齢受給者証（70～74歳の方）
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- ☐ 申請者の本人確認書類

○葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の被保険者証または資格証明書等、資格情報がわかるもの
- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 葬儀の領収書
（葬祭執行者の氏名が記載されているもの）
- ☐ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- ☐ 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

○高額療養費等の申請及び振込口座の変更

（故人が世帯主の場合かつ対象者のみ）

- ☐ 申請者（相続人）の本人確認書類
- ☐ 相談関係がわかる書類
- ☐ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

期 限

【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

【高額療養費の申請及び振込口座の変更】

診療年月の翌月1日から2年以内

【その他の手続き】

亡くなった日から14日以内

受付・相談窓口

保険年金課

☎ 072-258-6743

後期高齢者医療に加入している

後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

○各種証の返還

- ☐ 故人の被保険者証等、資格情報がわかるもの
- ☐ 限度額適用認定証（お持ちの方）
- ☐ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

○葬祭費の支給申請

- ☐ 故人の被保険者証等、資格情報がわかるもの
- ☐ 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- ☐ 葬儀の領収書
（葬祭執行者の氏名が記載されているもの）
- ☐ 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- ☐ 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

○高額療養費等の振込口座の変更（対象者のみ）

- ☐ 申請者（相続人）の本人確認書類
- ☐ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

期 限

【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

【高額療養費の申請及び振込口座の変更】

診療年月の翌月1日から2年以内

【その他手続き】

速やかに

受付・相談窓口

保険年金課

☎ 072-258-6743

MEMO

福祉医療

福祉医療費助成のいずれかを受給している

福祉医療費助成の手続き

故人が福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、老人医療費助成（令和3年3月末まで））の受給者であった場合、下記の手続きが必要となります

期 限

速やかに
ただし、償還払いは医療機関等に支払った日の翌日から5年以内（医療費助成の資格がある期間のうち、健康保険の保険給付が行われたものに限りま

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○医療証の返還

□ 医療証

保険年金課

☎ 072-258-6743

○振込口座の変更（対象者のみ）

□ 申請者（相続人）の本人確認書類

□ 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

○償還払い（大阪府外受診など）

上記に加えて、医療機関等の領収書が必要となります。

MEMO

税金

故人の固定資産を確認したい

土地・家屋名寄帳の取得

故人の堺市内の固定資産を確認したい場合

期 限

なし

手続き・持ち物

受付・相談窓口

- ☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

市税の窓口
（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課
（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9764

個人市民税・府民税が課税されている

個人市民税・府民税の相続人代表者の指定

故人に個人市民税・府民税が課税されていた場合、相続人代表者の指定手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

相続人代表者指定届

検索

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

市税の窓口
（お電話は市民税課へ）
または
市民税課 市民税第三係
（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9753

税金

固定資産を持っている

固定資産（土地・家屋）の現所有者（法定相続人）の申告

故人が堺市内に固定資産を所有していた場合、現所有者の申告手続きが必要となります。

※故人の最終住所地が堺市内の場合は、固定資産税課より故人の最終住所地へ申告書をお送りしますので来庁不要です。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口
（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課
（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9766

未登記家屋を持っている

未登記家屋の名義変更

故人が堺市内に未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更の手続きが必要となります。

期 限

亡くなられた日の
翌年1月末日

手続き・持ち物

- ☐ 相続人や相続の内容が分かる書類
（戸籍謄本、遺産分割協議書および相続関係図、印鑑証明書、遺言書等）
- ☐ 新名義人の住民票

受付・相談窓口

市税の窓口
（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課
（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9764

MEMO

原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む）や小型特殊自動車を所有している

原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む）や小型特殊自動車についての手続き

故人が原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む）や小型特殊自動車を所有していた場合、相談窓口までお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

市税の窓口
（お電話は法人諸税課へ）
または
法人諸税課（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9741

堺市税を故人の口座から口座振替で納税している

口座振替の変更または廃止

堺市税を故人の口座から口座振替で納税していた場合、口座変更または廃止の手続きが必要となります。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○口座変更の場合

- ☐ 納税通知書等通知書番号がわかるもの
- ☐ 新しく変更する口座の届出印（朱肉を使うもの）

○口座廃止の場合

- ☐ 納税通知書等通知書番号がわかるもの

市税の窓口（お電話は納税課
または税務運営課収納係へ）
または
納税課（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9773
または
税務運営課収納係
（市役所本庁舎）
☎ 072-228-3957

MEMO

税金

納付していない税金がある、または不明である

納税申し出または納税相談

納付していない税金がある場合または不明な場合、相談窓口までご相談ください。

期 限

延滞金が発生するため速やかにご相談ください。

手続き・持ち物

受付・相談窓口

☐ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本など）

市税の窓口
（お電話は納税課へ）
または
納税課（三国ヶ丘庁舎）
☎ 072-231-9773

MEMO

介護保険

65歳以上または介護認定を受けている

介護保険の手続き

故人が 65 歳以上または 40 歳以上で介護認定を受けていた場合、
下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可



【二次元コードが読み込めない場合】

- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

介護保険資格取得・異動・喪失届

検索

期 限

14 日以内

手続き・持ち物

○各種証の返還

- ☐ 被保険者証
- ☐ 負担割合証（交付されている場合）
- ☐ 負担限度額認定証（交付されている場合）

お手元がない場合は、そのままお越しください。

※保険料の精算や高額介護サービス費等の支給は対象者に後日
書類を送付します。

受付・相談窓口

地域福祉課（介護保険係）

☎ 072-258-6651

MEMO

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

高齢

高齢者紙おむつ給付を利用している

高齢者紙おむつ給付の手続き

故人が高齢者紙おむつ給付を受けていた場合、下記の手続きが必要になります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可



【二次元コードが読み込めない場合】

- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

おむつ

検索

期 限

速やかに

手続き・持ち物

○給付辞退届出書

○振込口座の変更（購入費支給の場合）

☐ 利用していない給付券

☐ 通帳など口座情報が確認できるもの（購入費支給の場合）

受付・相談窓口

地域福祉課

☎ 072-258-6771

高齢・障害

緊急通報装置を利用している

緊急通報システムの手続き

故人が緊急通報装置を利用していた場合、下記の手続きが必要です。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

○利用終了（変更）事由発生届、装置の返却

☐ 緊急通報装置

※利用者変更の場合は別に手続きが必要です。

受付・相談窓口

地域福祉課

☎ 072-258-6771

MEMO

障害

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給している

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金の手続き

故人が大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、下記の手続きが必要です。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○異動届

地域福祉課

○未支払給付金請求書（受給者が亡くなり、未支払給付金がある場合）

☎ 072-258-6771

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過的措置）のいずれかを受給している

特別障害者手当等の手続き

故人が次のいずれかを受給していた場合、下記の手続きが必要です。

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・福祉手当（経過的措置）

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○資格喪失届

地域福祉課

○受給者死亡届兼未支払手当請求書

☎ 072-258-6771

□振込口座情報が分かるもの（未支払手当がある場合）

※受給者の配偶者または扶養義務者で生計を同じくしていた者の名義の口座に限る。

MEMO

障害

障害者扶養共済の加入者（障害のある方の保護者）、障害者、年金受給者である

障害者扶養共済の手続き

故人が障害者扶養共済の加入者（障害のある方の保護者）、障害者または年金受給者であった場合、下記の手続きが必要です。	期 限 速やかに
手続き・持ち物 【故人が加入者（障害のある方の保護者）である】 ○年金給付申請 ☐ 死亡診断書もしくは死体検案書原本 ☐ 加入者の住民票（除票） ☐ 障害者の住民票 ☐ 年金管理者の住民票 ☐ 振込口座の通帳（見開き）のコピー ☐ 加入証書 【故人が障害者である】 ○弔慰金給付申請 ☐ 加入者の住民票 ☐ 障害者の住民票（除票） ☐ 振込口座の通帳（見開き）のコピー ☐ 加入証書 【故人が年金受給者である】 ○死亡・障害届 ☐ 年金受給権者（障害者）の住民票（除票） ☐ 年金証書	受付・相談窓口 地域福祉課 ☎ 072-258-6771

MEMO

特別児童扶養手当の支給対象児童、または特別児童扶養手当の受給者である

特別児童扶養手当の手続き

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、または故人が特別児童扶養手当を受給していた場合、下記のいずれかの手続きが必要です。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○資格喪失届または額改定届

地域福祉課

○受給者死亡届

☎ 072-258-6771

○未支払手当請求書（未支払手当がある場合）

☐ 手当証書

☐ 振込口座情報が分かるもの（未支払手当がある場合）

※未支払手当がある場合は、未支払分を受給する児童の振込口座情報の分かるもの

※受給者変更の場合は別に手続きが必要です。

重度障害者福祉タクシー利用券を利用している

重度障害者福祉タクシー利用券の返還

故人が重度障害者福祉タクシー利用券を利用していた場合、返還の手続きが必要となります。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

☐ 未使用分のタクシー利用券

地域福祉課

☎ 072-258-6771

MEMO

障害

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを 持っている

各種障害者手帳の返還

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

- ☐ 返還する手帳
- ☐ 障害者手帳返還届（身体・療育）
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持者死亡届（精神）

【身体・療育】
地域福祉課
☎ 072-258-6771
【精神】
北保健センター
☎ 072-258-6600

自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている

自立支援医療受給者証の返還

故人が自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた場合、受給者証の返還が必要です。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

- ☐ 自立支援医療（精神通院）受給者証返還届
- ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）

北保健センター
☎ 072-258-6600

MEMO

児童手当の受給者、または支給対象児である

児童手当の手続き

それぞれ以下の手続きが必要です。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可



【二次元コードが読み込めない場合】

- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

児童手当

検索

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】

○未支払手当請求（未支払の手当がある場合）

□ 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等

○認定請求書

□ 請求者のマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票のいずれか）

□ 請求者（代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

□ 請求者名義の銀行預金通帳等

※その他個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。詳しくは右記窓口でご確認ください。

【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】

○受給事由消滅届・額改定（額減）届

※必ず受給されている方またはその配偶者が届け出てください。

期 限

【受給事由消滅届・額改定（額減）届・未支払請求書】

速やかに

【認定請求書】

原則として申請日の属する月の翌月分から支給が開始されます。

※故人に対しては、亡くなった月分まで支払われます。

したがって亡くなった月中に認定請求の手続きをすれば翌月分から継続して支給されます。

また、月末にお亡くなりになり、手続きが翌月にまたがる場合、亡くなった翌日から15日以内に手続きをすれば、亡くなった翌月分から支給されます。

受付・相談窓口

子育て支援課

☎ 072-258-6621

MEMO

児童扶養手当の受給者、または支給対象児である 児童扶養手当受給者の配偶者、または同居親族である

児童扶養手当の手続き

それぞれ以下の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】

○受給者死亡届・未支払手当請求（未支払の手当がある場合）

- ☐ 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等
- ☐ 児童扶養手当証書

○認定請求書

※亡くなった方の代わりに児童を育てる方が申請者となります。

- ☐ 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは右記窓口でご確認ください。

【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】

○資格喪失届または額改定届

※必ず受給されている方が届け出てください。

- ☐ 児童扶養手当証書

【児童扶養手当受給者の配偶者の方が亡くなった場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

○児童扶養手当支給にあたる該当事由の変更

- ☐ 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは右記窓口でご確認ください。

【児童扶養手当受給者の同居親族の方が亡くなった場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

○扶養義務者の所得による支給停止消滅届

- ☐ 児童扶養手当証書

期 限

【資格喪失届または額改定届】
速やかに

【受給者死亡届・未支払手当請求・認定請求書】
認定請求の翌月分からの手当が支給されることとなりますので、速やかにお手続きください。

受付・相談窓口

子育て支援課

☎ 072-258-6621

MEMO

認定こども園等に入所している児童の世帯員である

認定こども園等の手続き（世帯員の死亡）

故人が認定こども園や保育所等に入所している児童と世帯を同じくしていた方の場合、手続きが必要です。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可



【二次元コードが読み込めない場合】

- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

保育変更

検索

※令和6年度時点

期 限

速やかに

手続き・持ち物

☐ 支給認定（変更・取消）申請（届）

受付・相談窓口

子育て支援課

☎ 072-258-6621

医療

特定医療費（指定難病）助成、または小児慢性特定疾病医療費助成を受給している

医療費受給者証の返還

故人が医療費助成（特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費）の受給者であった場合、下記の手続きが必要となります。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

○受給者証の返還

☐ 受給者証

受付・相談窓口

北保健センター

☎ 072-258-6600

または

保健医療課（市役所本庁舎）

☎ 072-228-7582

その他

被爆者健康手帳を持っている

被爆者健康手帳の手続き

手帳保持者本人が亡くなった場合、下記の手続きが必要になります。

期 限

【被爆者健康手帳の返還】
速やかに
【葬祭料の支給申請】
亡くなった日から5年以内

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○被爆者健康手帳の返還

- ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し
- ☐ 被爆者健康手帳または健康診断受診者証
- ☐ 各種手当証書（手当受給者のみ）
- ☐ 認定書（原爆症認定を受けている者のみ）

北保健センター
☎ 072-258-6600
または
保健医療課（市役所本庁舎）
☎ 072-228-7582

○葬祭料の支給申請

- ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し
- ☐ 死亡した被爆者の住民票（除票）の写し
- ☐ 葬儀代金領収書の写し、会葬御礼葉書等喪主の氏名が確認できるもの
- ☐ 申請者名義の口座番号が分かる普通預金通帳の写し
- ☐ 申請者が喪主以外の場合は委任状（所定の様式あり）

MEMO

医師免許等取得者である

医師免許等登録の抹消

医師免許等取得者が死亡した場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

○医師免許等取得者登録抹消申請

- ☐ ○○籍（名簿）登録抹消（消除）申請書
- ☐ 免許証原本（紛失の場合は申立書）
- ☐ 死亡診断書（写し可）もしくは戸籍謄（抄）本

期 限

30 日以内

＜対象となる資格＞

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師

受付・相談窓口

北保健センター
☎ 072-258-6600
または
保健医療課（市役所本庁舎）
☎ 072-228-7582

MEMO

その他

飼い犬の所有者である

飼い犬の登録変更

所有者を変更する場合、下記の手続きが必要になります。

※新しい所有者が市外の場合、所有者在住の市町村での届出になります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

犬の登録事項変更届

検索

期 限

30 日以内

手続き・持ち物

○犬の死亡・登録事項変更届

持ち物はありません。

受付・相談窓口

北保健センター

☎ 072-258-6600

または

動物指導センター

☎ 072-228-0168

くみ取り世帯であり、届け出内容に変更（世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある

し尿くみ取りの届出

くみ取り世帯であり、届出内容に変更（世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある場合、届出が必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

し尿

検索

期 限

速やかに

手続き・持ち物

○し尿収集処理届出書（変更・廃止）

持ち物はありません。

受付・相談窓口

市民課

☎ 072-258-6713

または

環境業務課（市役所本庁舎）

☎ 072-228-7428

市役所（区役所以外）などでの手続き概要

市営住宅

市営住宅の名義人が亡くなり、同居人（条件あり）が新たに名義人となる

市営住宅の手続き

市営住宅の名義人が亡くなり、同居人が新たに名義人となる場合、手続きが必要となります。

※個々の事象により対応が異なる為、詳細な手続きについては、ご相談ください。

期 限

速やかに（14 日以内）

手続き・持ち物

○入居権継承承認申請

- ☐ 印鑑（朱肉を使うもの）
- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票 等
- ☐ 収入（課税）証明

受付・相談窓口

堺市営住宅管理センター
☎ 072-228-8225
ただし、協和町・大仙西町住宅の手続きは
住宅改良課
☎ 072-228-8113

名義人でない同居人が亡くなった

市営住宅の手続き

名義人でない同居人が亡くなった場合、手続きが必要となります。

※個々の事象により対応が異なる為、詳細な手続きについては、ご相談ください。

期 限

15 日以内

手続き・持ち物

○入居者異動届

- ☐ 届出人の本人確認書類
- ☐ 住民票などの確認書類 等

受付・相談窓口

堺市営住宅管理センター
☎ 072-228-8225
ただし、協和町・大仙西町住宅の手続きは
住宅改良課
☎ 072-228-8113

MEMO

市営住宅

入居者が亡くなり、市営住宅を退去する

市営住宅の手続き

市営住宅を退去する場合、手続きが必要となります。

※個々の事象により対応が異なる為、詳細な手続きについては、ご相談ください。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○市営住宅返還届

□ 通帳など口座情報が確認できるもの 等

堺市営住宅管理センター

☎ 072-228-8225

ただし、協和町・大仙西
町住宅の手続きは

住宅改良課

☎ 072-228-8113

MEMO

上下水道

水道の使用を中止する

水道の使用中止

水道の使用を中止する場合、右記の窓口にお問い合わせください。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



①堺市電子申請システムにアクセス

②個人向け手続き

③キーワード検索

閉栓

検索

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター

☎ 0570-02-1132（ナビダイヤル）

または ☎ 072-251-1132

使用者名を変更する

水道の使用者名の変更

使用者名を変更する場合、右記の窓口にお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター

☎ 0570-02-1132（ナビダイヤル）

または ☎ 072-251-1132

納付をしていない水道料金等がある

水道料金等の納付に関する確認

納付をしていない水道料金等がある場合、右記の窓口にお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター

☎ 0570-02-1132（ナビダイヤル）

または ☎ 072-251-1132

環境整備資金貸付金を受けている

環境整備資金貸付金に関する確認

環境整備資金貸付金を受けている場合、右記の窓口にお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター

☎ 0570-02-1132（ナビダイヤル）

または ☎ 072-251-1132

上下水道

マンションや雑居ビルの経営者等である

マンション等の水道に関する確認

マンションや雑居ビルの経営者等の場合、右記の窓口
にお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
☎ 0570-02-1132 (ナビダイヤル)
または ☎ 072-251-1132

井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等の変更があった

井戸水等の手続き

井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等の変更があった場合、
下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

使用態様

検索

期 限

速やかに

手続き・持ち物

○井戸水等の使用態様変更届出

受付・相談窓口

上下水道局 給排水設備課
水洗化促進係
☎ 072-250-8945

受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した

下水道事業受益者負担金の手続き

受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した場合、右記の窓口
にお問い合わせください。

期 限

速やかに

受付・相談窓口

上下水道局 事業サービス課
業務係
☎ 072-250-9110

農地

農地を相続した

農地の相続

農地を相続した場合、下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可



【二次元コードが読み込めない場合】

- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

農地法

検索

期 限

権利取得から 10 か月以内

手続き・持ち物

○農地法第3条の3の規定による届出

☐ 土地の全部事項証明書（写）

受付・相談窓口

農業委員会事務局

☎ 072-228-6825

斎場墓地

堺市立斎場墓地の使用者が亡くなり、使用権を承継する

堺市立斎場墓地使用権の承継

斎場墓地の使用者が亡くなった場合、使用権を承継するため、下記の手続きが必要となります。

期 限

使用者死亡後、速やかに

手続き・持ち物

○堺市立斎場墓地使用権の承継申請

☐ 戸籍謄本等

（故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。詳しくは右記窓口にお問い合わせください）

☐ 印鑑登録証明書（3 か月以内）

☐ 実印

受付・相談窓口

堺市立斎場

☎ 072-228-0167

MEMO

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

霊園霊堂

堺市霊園または堺市立霊堂の使用者が亡くなり、使用権を承継する

霊園または霊堂使用権の承継

霊園または霊堂の使用者が亡くなった場合、使用権を承継するため、下記の手続きが必要となります。

期 限

使用者死亡後、速やかに

手続き・持ち物

○霊園または霊堂使用権の承継申請

☐ 戸籍謄本等

(故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。詳しくは右記窓口にお問い合わせください)

☐ 印鑑登録証明書 (3 か月以内)

☐ 実印

受付・相談窓口

堺市霊園・堺市立霊堂

☎ 072-292-7455

森林

新たに市内の森林の土地の所有者となった

森林の土地の所有者届出

市内の森林の土地の所有者となった場合、下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム (二次元コード) からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



①堺市電子申請システムにアクセス

②個人向け手続き

③キーワード検索

森林

検索

期 限

所有者となった日から 90 日以内 (相続の場合、財産分割がされていない場合でも相続開始の日から 90 日以内に法定相続人の共有物として届出が必要)

手続き・持ち物

○森林の土地の所有者届出

☐ 取得した森林の場所と範囲がわかる図面

☐ 森林の取得が確認できる書類

(登記簿謄本 (写し可)、売買契約書、相続分割協議の目録など)

受付・相談窓口

農水産課

☎ 072-228-6971

医療等

公害医療手帳を持っている

公害医療手帳の返還

受給者本人が亡くなった場合、下記の手続きが必要となります。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○公害医療手帳の返還

☐ 公害医療手帳

保健医療課

☎ 072-228-7582

☐ 死亡を証する書類（死亡診断書の写し等）

個人開設した病院等の開設者である

病院・診療所・助産所・施術所開設者の死亡手続き

個人開設した病院等の開設者が死亡した場合、下記の手続きが必要となります。

期 限

10 日以内

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○病院・診療所・助産所・施術所の開設者死亡届出

☐ 届出人の本人確認書類

保健医療課

☎ 072-228-7582

MEMO

医療等

精神保健指定医である

精神保健指定医の死亡届出

精神保健指定医であった場合、下記の手続きが必要となります。

期 限

速やかに

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○精神保健指定医の死亡届出

精神保健課

☐ 精神保健指定医証

☎ 072-228-7062

MEMO

浄化槽

浄化槽を管理している者が亡くなり、同居人等が新たな管理者となる

浄化槽管理者の変更

浄化槽を管理している者が亡くなり、同居人等が新たな管理者となる場合、下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

浄化槽管理者変更

検索

期 限

30 日以内

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○浄化槽管理者変更報告書の提出

環境薬務課

☎ 072-222-9940

浄化槽を廃止する

浄化槽の廃止

浄化槽を廃止する場合、下記の手続きが必要となります。

※堺市電子申請システム（二次元コード）からオンライン申請可

【二次元コードが読み込めない場合】



- ①堺市電子申請システムにアクセス
- ②個人向け手続き
- ③キーワード検索

浄化槽使用廃止

検索

期 限

30 日以内

手続き・持ち物

受付・相談窓口

○浄化槽使用廃止届出書の提出

環境薬務課

☎ 072-222-9940

MEMO

その他の関係機関などでの主な手続き一覧

【注意】故人や遺族の状況によって、管轄の事務所が異なる場合があります。
お手続きに際しては、あらかじめ問い合わせ先にご確認ください。

対 象	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金 等	未支給年金の請求 遺族厚生年金請求	堺東年金事務所 ☎ 072-238-5101 FAX 072-221-1238
厚生年金基金	厚生年金基金の手続き	企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666 (年金相談室) PHS・IP電話からは ☎ 03-5777-2666 FAX 03-5401-8740
国民年金基金	国民年金基金の手続き	・フリーダイヤル ☎ 0120-65-4192 ・有料ダイヤル (フリーダイヤルにつながらない場合) 全国国民年金基金近畿支部 ☎ 050-3665-0259
恩給	恩給の手続き	総務省恩給相談 ☎ 03-5273-1400
普通自動車	税金に関する手続き	泉北府税事務所 ☎ 072-238-7221 FAX 072-238-7244
	廃車・名義変更	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2060
3輪・4輪の軽自動車	廃車・名義変更	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 ☎ 050-3816-1842 FAX 072-284-8767
2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下) 2輪の小型自動車 (250cc 超)	廃車・名義変更	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2060
国税関係	相続手続き・所得税・ 消費税申告手続き	堺税務署 ☎ 072-238-5551
不動産登記関係	土地・家屋等移転登記	大阪法務局堺支局 ☎ 072-221-2756
遺言書・相続放棄	検認・開封・相続放棄 の申立	大阪家庭裁判所堺支部 ☎ 072-223-7001
運転免許証	返納	北堺警察署 ☎ 072-250-1234 または大阪府内の警察署 (大阪水上警察署を除く) 光明池運転免許試験場 ☎ 0725-56-1881
パスポート	失効に関する手続き	パスポートさかい ☎ 072-228-3940 FAX 072-221-1471
特別永住者証明書、在留 カード	返納	大阪出入国在留管理局 ☎ 0570-064259 PHS・IP電話からは ☎ 06-4703-2050

対 象	主な手続き	問い合わせ先
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	口座凍結の解除、 名義変更	各金融機関、証券会社 等
国債	記名変更 償還金受領	償還金支払い場所または証券保管証書に記載の 郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話・電 気・ガス・インターネット・ ケーブルテレビ・その他 有料アプリやサービス等	契約承継・名義変更・ 解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル（フリーダイヤルにつながらない場合） ☎ 050-3786-5003

市内の空き家を相続される方へ

住宅（空き家）は、適切な維持管理をしなければ、危険建築物、環境、衛生など、多岐にわたる問題が発生することになります。建物の劣化や樹木の繁茂等により、周辺に迷惑をかけるとともに、他人に損害を与えた場合には、空き家の管理責任を問われる可能性もあります。空き家を相続される方は、適切な維持管理をお願いします。

住宅専門家相談	【申込・問合せ先】 堺市役所 住宅施策推進課 ☎ 072-228-8215 Fax 072-228-8034 
住宅の相続や利活用等でお悩みの方に、弁護士・司法書士・宅地建物取引士等が無料で相談に応じます。	
空家等利活用支援制度	
市と提携した民間不動産団体の協力事業者が、空き家の売却・賃貸・解体等についての相談や提案等を無料で行います。	
すまいの終活navi	
堺市と連携する㈱クラッソーネが提供するシステムで、土地建物の面積や最寄り駅、接する道の幅などの条件を入力することで、「解体費用」と解体後の「土地の売却価格」の概算額を手軽に無料で把握できます。概算額の算出にあたっては、市内の解体相場や市場価格などの地域性が反映されています。具体的な見積もりを希望する場合には、解体工事会社の紹介を受けることもできます。	
	

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	手続き
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、故人が勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		故人に被扶養者がいた場合、その被扶養者は同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は国民健康保険、またはその他の医療保険制度に加入する必要があります。 国民健康保険については保険年金課にお問い合わせください。 堺市北区役所 保険年金課 ☎072-258-6743
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料（費）の支給申請	2 年以内	協会けんぽ、または勤務先が加盟している健康保険組合などで、埋葬料（費）の支給申請が可能です。 協会けんぽ 大阪支部 ☎06-7711-4300
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号など 詳しくは堺東年金事務所へお問い合わせください。 ☎072-238-5101 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	手続き
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 堺税務署 ☎ 072-238-5551
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の市区町村窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお問い合わせください。 (本籍地が堺市北区：市民課 ☎072-258-6713)
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 (大阪法務局堺支局 ☎072-221-2756) 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 (堺公証人合同役場 ☎072-233-1412)
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。 (大阪家庭裁判所堺支部 ☎072-223-7001)
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産を調べることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産の所在地を管轄する市区町村で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を確認することができます。 (不動産の所在地堺市北区： 固定資産税課 ☎072-231-9764)
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や官公署などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 (大阪家庭裁判所堺支部 ☎072-223-7001)

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 (堺税務署 ☎072-238-5551)
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 (堺税務署 ☎072-238-5551)

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

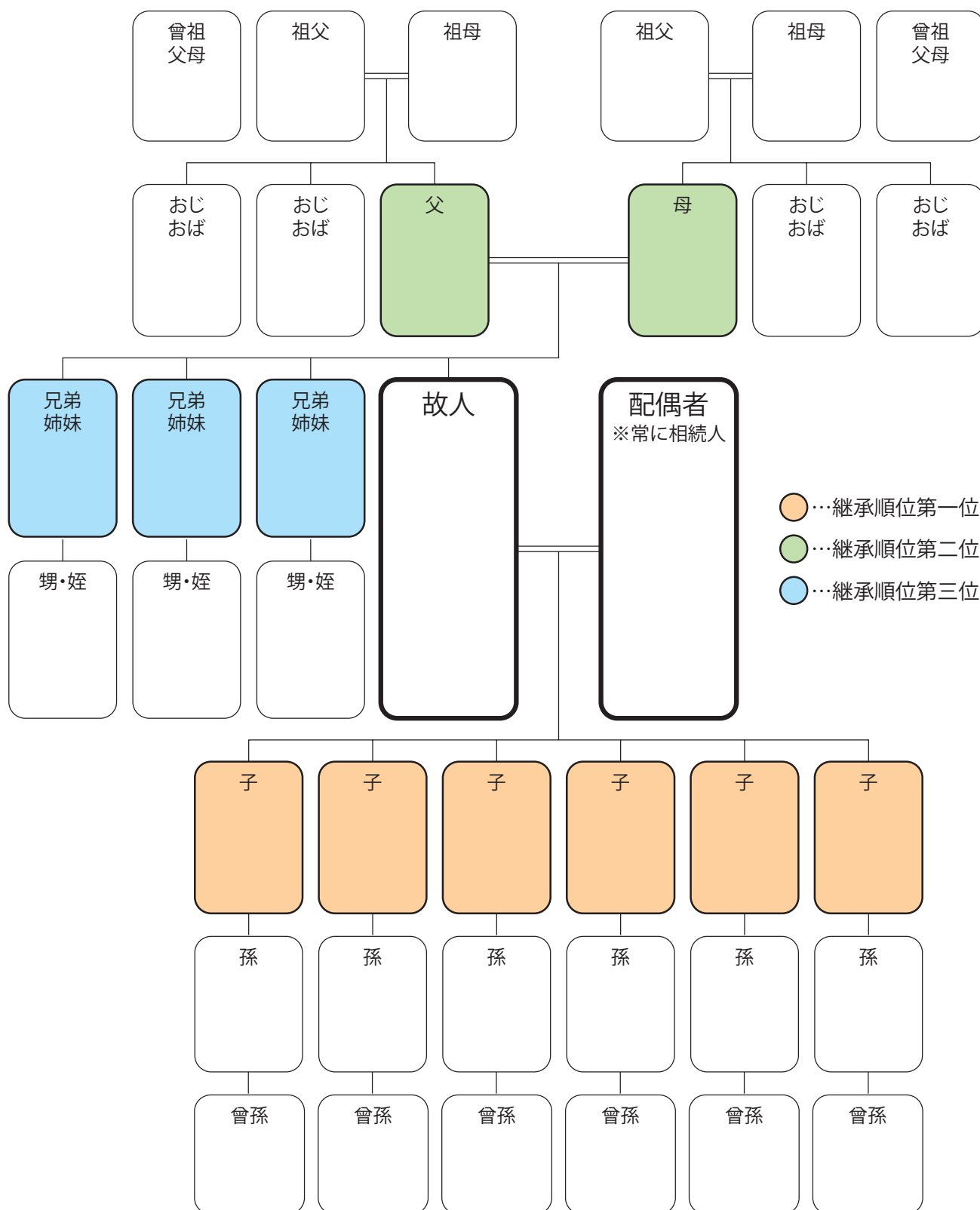
手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のホームページ（二次元コード）をご覧ください。



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

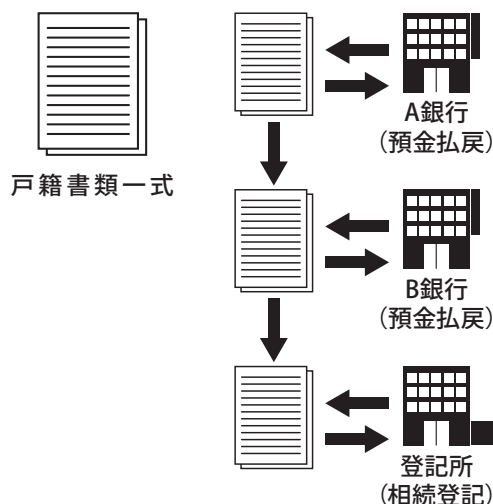
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

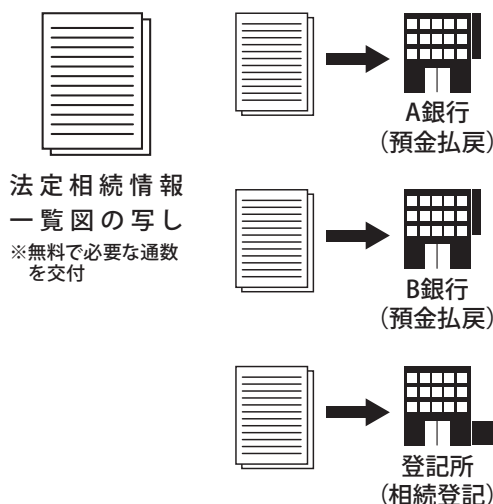
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

手続き一覧

北区役所での手続き

区役所以外での手続き

その他の主な手続き一覧

相続について

発	行	堺市北区役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2024 年 12 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を堺市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

